

大分県報

令和五年
十二月二十二日
号外（二一）

（金曜日）

目次

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	一
ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定……………	一
大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	四
警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正……………	四

○条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第二十六号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項の事務の欄の第一号及び第十二号中、「豊後高田市及び国東市」を「及び豊後高田市」に改め、同項の市町村の欄中「豊後高田市」の下に、「杵築市」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例をここに公布する。
令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和五年十二月二十二日

大分県条例第二十七号

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例

（設置）

第一条 ホーバークラフトの運航による大分空港利用者の利便性の向上を図るとともに、大分空港及び大分港西大分地区のホーバークラフト発着地並びにそれらの周辺地域のにぎわいを創出するため、ホーバーターミナルおおいた（以下「ターミナル」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第二条 ターミナルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ホーバーターミナルおおいた（西大分）	大分市大字駄原
ホーバーターミナルおおいた（国東）	国東市安岐町下原

（事業）

第三条 ターミナルは、次に掲げる事業を行う。

- ターミナルの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用（使用又は占用をいう。以下同じ。）に関すること。
- ホーバークラフトを活用した空港アクセスの改善に関すること。
- ターミナル及びその周辺地域のにぎわいの創出に関すること。
- 前三号に掲げる事業のほか、ターミナルの目的を達成するために必要な事業（利用の許可）

第四条 ターミナルの施設等を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

一 許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

二 知事は、前項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ターミナルの施設等の利用を許可しないものとする。

一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

二 ターミナルの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき。

三 知事は、第一項の許可に、ターミナルの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。（利用許可の取消し等）

大分県報号外（条例）

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 前条第一項の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は同条第三項の条件に違反したとき。
 - 二 利用者が、偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けたとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められたとき。
- 2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補償しない。

（目的外利用等の禁止）

第六条 利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復義務）

第七条 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（使用料等の納付）

第八条 利用者は、別表に掲げる使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を納めなければならない。

2 使用料等の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

（使用料等の減免）

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するためターミナルの施設等を利用するとき。
- 二 災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により、ターミナルの施設等の全部又は一部を利用することができないとき。
- 三 その他知事が特に理由があると認めるとき。

（使用料等の還付）

第十条 既に徴収した使用料等は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（行為の許可）

第十一条 ターミナルの施設等において、次に掲げる行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

一 第四条第一項の許可に係る行為として行う場合を除き、ターミナルの施設等の現状に変更を加えること。

二 その他ターミナルの施設等の管理上支障が生じるおそれがある行為で規則で定めるものの

（損害賠償）

第十二条 ターミナルの施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第十三条 この条例に定めるもののほか、ターミナルの施設等の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第四条第一項及び第十一条の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（大分県港湾施設管理条例の一部改正）

3 大分県港湾施設管理条例（昭和五十一年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第二十四条 大分港西大分地区の港湾施設のうち、知事が別に定めるものについては、第二章、第三章、第四章（第十七条を除く。）、前章及びこの章（次条及び第二十六条第三項（第二号を除く。）を除く。）の規定は、適用しない。

別表（第八条関係）

区分	種類	単位	金額	備考
（西大）	事務所 インフォメーションスペース	一日	九、四五〇円 八〇〇円	

架空工 管類 作物	外径〇・三メートル未満のもの	一年	三三〇円
	外径〇・三メートル以上一メートル未満のもの	本一メートル	一、〇八〇円
	外径一メートル以上のもの		一、五九〇円
その他の工作物	一年	一、〇八〇円	
その他のもの	一年	九〇〇円	

備考

- 1 一月の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一月として算定する。
 - 2 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは月割計算により、一月未満のものは一月として算定する。ただし、月の中途において継続して占用する場合は、その翌月分から徴収する。
 - 3 使用料等の総額に一〇円未満の端数を生じたときは、切り上げる。
 - 4 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。
- 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二十八号

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）の項中「（以

下「庄内屋内競技場」という。）を削る。
 第十一条第一項中「（庄内屋内競技場にあつては指定管理者。次項において同じ。）を削る。
 第十四条を次のように改める。

（管理の特例）

第十四条 県が地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定によりスポーツ施設の管理に係る事務を市町村に委託する場合において、当該事務を当該市町村がその条例、規則その他の規程に基づき管理し、及び執行するときは、第四条から前条まで及び次条の規定は、適用しない。
 別表を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例

（警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正）

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分東警察署の項中「森町西五丁目」の下に「、新明治一丁目、新明治二丁目、新明治三丁目、新明治四丁目、新明治五丁目、新明治六丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「梅が丘三丁目」の下に「、萌葱台一丁目、萌葱台二丁目」を加える。

（大分県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 大分県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大分県立竹芸訓練センターの項中「別府市大字鶴見四千五百四十六番地十六」を「別府市東荘園三丁目四番三号」に改める。

（大分県立学校の設置に関する条例の一部改正）

第三条 大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を

次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立別府鶴見丘高等学校の項中「別府市大字鶴見四、四三三番地二」を「別府市東莊園四丁目二番四四号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年一月六日から施行する。

令和五年十二月二十二日

大分県報号外（条例）